

【お 知 ら せ】

高等学校等就学支援金の申請について

砥部分校 事務課

就学支援金についてのお知らせです。

文部科学省では、令和8年4月に就学支援金の受給資格の見直しを行い、保護者等の所得制限を撤廃し新たに国籍及び在留資格等の要件が追加されました。この改正により国籍の確認が必要となったため、就学支援金の受給の有無に関わらず、全員の生徒の皆さんに申請をお願いすることとなりました。

申請はオンライン（e-Shien システム）で行い、お渡ししたログインID通知書に記載のID、パスワードでログインし**4月27日（月）（厳守）**までに申請してください。期限までに申請のない場合は授業料（9,900円/月）のご負担が必要となりますのでご注意ください。

なお、本校HPの「事務室より⇒高等学校就学支援金」に申請マニュアルをアップしていますので参考にしてください。

※ 就学支援金受給者→変更手続編 非受給者→新規申請編

《対象者》

- 1 日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
 - ① 日本国籍を有する者
 - ② 特別永住者
 - ③ 永住者
 - ④ 日本人の配偶者等
 - ⑤ 永住者の配偶者等
 - ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦ 家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
- 2 高等学校等を卒業又は修了していない
- 3 高等学校等に在籍した期間が通算36月（休学期間を含まず）を超えていない